

SLIM カード特約 (SLIM Mastercard、SLIM JCB カード)

第 1 条 (名称)

SLIM カード (以下「本カード」といいます。) とは、株式会社スリムビューティーハウス (以下「SBH」といいます。) と株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。) が提携して当社が発行するカードで Mastercard、JCB カードのいずれかの機能を有します。

第 2 条 (会員)

会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、SBH を通じて当社に入会申込みをし、当社が認めた方をいいます。

第 3 条 (年会費)

1. 本カードの年会費 (カード盗難保険料及び消費税を含みます。) は入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。

2. 前項に係わらず、前年度のカードショッピング利用金額合計が 5 万円 (消費税を含みます。) 以上の場合には、次年度の年会費を無料とします。(なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず次年度の利用と判定される場合があります。)

3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第 4 条 (SBH でのカードショッピングの支払金の支払方法)

1. 会員が本カードを SBH で翌月 1 回払・回数指定分割払・ボーナス併用回数指定分割払・ボーナス 2 回払のいずれかを指定してカードショッピングをご利用された場合の支払回数、支払期間、回数指定分割払手数料の利率等は別表 1 のとおりになります。但し、ボーナス併用回数指定分割払の実質年率は別表 1 と異なる場合があります。

【別表 1】

(a) 支払回数	1 回	2 回	3 回	6 回	10 回	12 回	15 回	18 回
(b) 支払期間(ヶ月)	1	2	3	6	10	12	15	18
(c) 実質年率(%)	0.00	0.00	10.75	12.25	12.75	13.00	13.00	13.25
(d) 利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	0.00	0.00	1.77	3.54	5.90	7.08	8.85	10.62

(a) 支払回数	20 回	24 回	30 回	36 回	ボーナス 2 回
(b) 支払期間(ヶ月)	20	24	30	36	6~13
(c) 実質年率(%)	13.25	13.25	13.25	13.00	8.50~17.00
(d) 利用代金 100 円当たりの回数指定分割払手数料の額(円)	11.80	14.16	17.70	21.24	5.00

2. お支払いいただくカードショッピングの支払金の支払総額は、カードショッピングの利用代金に別表 1 の(d)の割合を乗じた額を加算した金額となります。

(例) 現金価格 100,000 円 10 回払の場合

● 支払総額

$$100,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (5.9 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) = 105,900 \text{ 円}$$

●月々の分割支払金

105,900 円 ÷ 10 回 = 10,590 円 (100 円未満は初回に支払い)

初回の分割支払金

11,400 円

2 回目以降の分割支払金

10,500 円

3.月々の分割支払金は、カードショッピングの支払金の支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、月々の分割支払金の単位は 100 円とし端数が発生した場合は初回に算入いたします。

4.ボーナス併用回数指定分割払の、ボーナス支払月は、6 月、7 月、8 月及び 12 月、1 月のそれの中から会員がカード利用の際に選択した月とし、原則として最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。また、ボーナス支払月の加算総額は、1 回当たりのカードショッピングの利用代金の 50.00 %以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（但し、ボーナス支払月の加算金額は、1,000 円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。

5.ボーナス 2 回払の支払は、6 月、7 月、8 月及び 12 月、1 月のそれの中から会員がカード利用の際に選択した月とし、カードショッピングの支払金の支払総額を均等に分割した額（但し、100 円未満の端数が発生した場合はこれを初回の分割支払金に算入いたします。）をお支払いいただきます。この場合の会員の初回のお支払月は、カードショッピングをご利用いただいた月の翌月を第 1 カ月目として、初回は 6 カ月以内、2 回目は 13 カ月以内のそれの中から会員が選択する月とします。

第 5 条(適用)

本特約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。